平成２４年（フ）第１３２号
奈良県葛城市今在家193番地、前住所奈良県香芝市鎌田405番地の２
債務者　岡田　雅祥
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２１８号
静岡県富士市中野台２丁目７番５
債務者　竹内　幸子
１　決定年月日時　平成24年５月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第８４号
静岡県富士市岩淵147番地の18
債務者　渡邊三枝子
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２０号
福岡県豊前市大字宇島273番地
債務者　亀安　正直
１　決定年月日時　平成24年５月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
川崎市宮前区土橋６丁目３番地10　見晴荘103
債務者　中村　加奈
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１６６号
川崎市多摩区菅６丁目14番３―202号
債務者　片寄　雄二
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
川崎市川崎区追分町３番11号　丸山荘202
債務者　津嘉山朝弘
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２１０号
川崎市麻生区百合丘１丁目13番地４　メゾン渡辺202
債務者　岩渕　　剛
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２１９号
川崎市川崎区小川町17番地16　ハイツ小川203
債務者　菊池　隆志
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２２４号
川崎市高津区諏訪３丁目２番１号　第１丸和荘５
債務者　佐藤　幸子（旧姓藤田）
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２４４号
川崎市中原区新城３丁目７番17号
債務者　山口奈緒子
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１０２３号
横浜市戸塚区平戸町1174番地１　県営平戸高層アパート２棟903号
債務者　佐々木準一
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２９号
東京都東村山市栄町３丁目２番地５エスパース久米川301
債務者　吉澤　正行
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５２６号
東京都立川市上砂町１丁目13番地の１都営上砂町１丁目アパート20棟307号
債務者　大久保智子
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９５９号
横浜市旭区南希望が丘７番地10　メイウール希望が丘101
債務者　澤本　一洋
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部